

決算審査特別委員会

令和3年9月13日

午前9時開議

於斑鳩町第一会議室

議長

伴吉晴

委員長

木澤正男

副委員長

横田敏文

出席委員

溝部真紀子

齋藤文夫

小城世督

坂口徹

奥村容子

理事者出席

町長 中西和夫

副町長 乾善亮

教育長 山本雅章

総務部長 西巻昭男

総務課長 仲村佳真

政策財政課長 福居哲也

住民生活部長 加藤恵三

福祉課長 中原潤

国保医療課長 安藤晴康

都市建設部長 上田俊雄

会計管理者 黒崎益範

教育次長 栗本公生

教委総務課長 松岡洋右

同課長補佐 三原進也

同係長 稲田和子

生涯学習課参事 平田政彦

同課長補佐 大野彰彦

議会事務局職員

議会事務局長 佐谷容子

同係長 吉川也子

(午前9時00分 開議)

○木澤委員長 おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

先週の10日に引き続きまして、審査を行ってまいります。

それでは、教育委員会所管に係る決算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について説明を求めます。 栗本教育次長。

○栗本教育次長 おはようございます。それでは 第2款 総務費のうち、教育委員会所管にかかる事業につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料11 令和2年度 主要な施策の成果報告書資料編の10ページをお願いいたします。青少年悩みごと相談員の人件費につきまして、令和2年度より事務効率化のため、青少年対策費から一般管理費での支出に移行したところでございます。

次に、主要な施策の成果報告書資料編27ページをお願いいたします。第11目 青少年対策費では、斑鳩町青少年問題協議会が中心となり、地域の巡回補導活動を実施し、青少年の非行防止に努めたところでございます。また例年、青少年の非行防止や子ども若者育成支援強調月間に合わせまして、啓発活動を展開しておりましたが、令和2年度では新型コロナウイルス感染症の影響から、直接的な注意喚起、啓発を行うことが難しい状況でございました。そうしたなか、生活様式の変化もあり、一人で悩みを抱えている児童生徒が増加している可能性もあることから、悩みを抱えている子どもたちに身近に相談できる場所があることを周知するため、青少年悩みごと相談事業のPR、相談窓口の電話番号を印刷したポケットティッシュを全児童生徒に配布し、不安の解消に努めたところであります。

以上をもちまして 第2款 総務費のうち、教育委員会が所管する事業の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について質疑をお受けします。

齋藤委員。

○齋藤委員 今の10ページの説明いただきましたけども、青少年悩みごと相談ということ知らなかったんですけども、これはやっぱりいいことであって、どこかで相談できるというのは大変ありがたいことですけども、これは具体的には青少年っていったら、若い方の悩みで、どのような悩みがあるものか教えてもらえないでしょうか。

○木澤委員長 栗本教育次長。

○栗本教育次長 令和2年度の状況で申し上げますと、38人の方から相談を受けており

ます。相談の内容につきましては学習に対する不安、家庭環境の問題、友達や先輩、後輩など人間関係の相談が上位を占めているところでございます。また、最近では本人からの相談はもちろん、保護者や祖父母からの相談も増えている状況でございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。ということは1回で解決しなくて2回3回というふうな相談もあろうかと思えますけども、本人は解決して納得してということでしょうか。

○木澤委員長 栗本教育次長。

○栗本教育次長 昨年度38人の方からご相談を受けましたが、当然1回で終わる話ではないものもございますので、合計でいいますと64回相談を受けております。その中で一定解決したものもございます。まだ現在継続しているものもあるところでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。引き続きよろしくお願いたします。以上です。

○木澤委員長 ほかにございませんか。 小城委員。

○小城委員 27ページの青少年健全育成の推進のところ、昨年ですかね、夕方6時と9時の音楽の件で質問させてもらったと思うんですけども、それについてはどのようなようになったか教えていただけますか。

○木澤委員長 栗本教育次長。

○栗本教育次長 本年3月の予算審査の際に、以前、午後6時と9時に帰宅と就寝を促すため流されていたチャイムについて、再び鳴らすことができないか検討してほしいという要望があった件でございます。その際、この青少年健全育成時報チャイムについては帰宅を促すために効果的といった意見がある一方、携帯電話の普及などにより時間を知らせる必要があるのか、また近年うるさいといった苦情が寄せられていることから、見直しされている自治体が増えていることから、チャイムの必要性について各団体に意見を聞きながら考えてまいりたいという答弁をさせていただいたところです。その際、4月もしくは5月に開催される青少年問題協議会あるいはPTA協議会の総会でご意見を伺おうと計画をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響からそれぞれ書面決議となり、現在のところ意見聴取の機会がなく、保護者等の声を聞いていない状況でございます。今後、また秋には青少年健全育成者や、またPTAの代表者が委員になっていただいております、社会教育委員会というのも開催を予定しておりますので、そこで必要性について意見を聴取してまいりたいと計画しているところでございます。

○木澤委員長 小城委員。

○小城委員 ありがとうございます。そうですね、時代の移り変わりと今の時代の意見というのもあると思いますので、しっかりとそこは総合判断していただいてですね、しっかりといい方向に進めていただきたいと思います。以上です。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 それでは、これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結いたします。

次に、第3款 民生費について説明を求めます。 栗本教育次長。

○栗本教育次長 続きまして、第3款 民生費のうち、教育委員会所管にかかる事業についてご説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書資料編62ページをお願いいたします。

第2項 児童福祉費、第4目 学童保育運営費では、放課後児童支援員補助員の報酬、保育室の新設、保育室の維持管理にかかる費用が主なものとなっております。

令和2年4月の開室を目指しておりました斑鳩西学童保育室の1棟新設につきましては、資機材費や人件費の高騰による設計の見直しや、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、工期に遅れが生じておりましたが、令和2年10月に竣工し11月より保育を開始しております。町が進めております、子育てがしやすく働く女性が輝くまちづくりの浸透などに伴い、学童保育室の入室児童数は高い水準で推移し、令和2年度当初では3学童室を合わせた在籍児童数は395人に達しておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、様々な理由により徐々に退室する児童が増え、令和3年3月時点では285人の在籍になっているところでございます。そうした中ではありますが、3学童保育室ともに児童福祉法に基づく基準を順守した運営を行うとともに、各保育室に空気清浄機の設置、消毒液やペーパータオルの常設など、新型コロナウイルス感染防止対策を講じるとともに、斑鳩学童南保育室にエアコン1基を増設、また、斑鳩学童保育室通用門に防犯カメラを設置するなど、より安全安心な学童保育室の確保に努めたところでございます。

以上をもちまして 第3款 民生費のうち、教育委員会所管にかかる事業の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、第3款 民生費について質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 これをもって、第3款 民生費に対する質疑を終結します。

次に、第9款 教育費について説明を求めます。 栗本教育次長。

○栗本教育次長 それでは、第9款 教育費にかかります主な施策の実施状況につきまして、ご説明いたします。失礼して着席して説明をさせていただきます。

資料1 1 主要な施策の成果報告書資料編1 2 9ページから1 6 4ページでございます。最初に1 2 9ページ、第1項 教育総務費であります。第1目 教育委員会費では、教育委員会の活動内容として、時代に応じた教育や特色ある教育、また生涯学習、文化等に関する教育行政全般の方針の審議や学校計画訪問等を実施しております。

続きまして、第2目 事務局費では、歴史文化情報の発信として斑鳩町史編さんに取り組んでおり、令和2年度には上巻の発刊を目指してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりスケジュールに大きな遅れが生じ、令和3年度に繰り越して引き続き事業を行うこととしております。次に、交流活動の推進では、例年、中学生太子サミットを開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止といたしました。次に、時代に応じた教育内容の充実では、例年、町議会の協力を得まして子ども模擬議会を開催しておりましたが、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響により中止とし、代替事業として「斑鳩に学び、斑鳩を創る」をテーマとした作文コンクールを実施いたしました。続いて1 3 0ページ、新学習指導要領において令和2年度から小学校における英語の教科化が本格実施されておりますが、当町では1年前倒しし、令和元年度から各小学校それぞれ1人の外国人英語指導助手を配置してまいり、令和2年度からは授業におけるALTの活用も大幅に増やすなど英語教育の更なる充実を図っております。次に1 3 1ページにかけましての、教育環境の整備充実では、教育講演会の開催、小中連携教育の実践としてそれぞれ事業を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止、縮小いたしました。また、教員OB等により、学力及び学習意欲の向上並びに地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、学習支援事業、スクールサポートについて、開講時期に変更がございましたが、引き続き実施をいたしました。次に1 3 2ページ、相談体制の充実では、医師や学校関係者による教育支援委員会や就学予定児教育相談の開催など、支援を必要とする児童生徒等に対し、一人ひとりの心身の状況に応じた適切な就学指導、教育相談を実施いたしました。

また、スクールカウンセラーの配置では、県から斑鳩中学校、斑鳩南中学校、斑鳩西小学校、斑鳩東小学校に、県からスクールカウンセラーがそれぞれ1名配置、斑鳩小学校にスクールソーシャルワーカーが配置されており、臨床心理の視点からのアドバイスに加え、関係機関との連携調整を行うなど体制整備を行っております。また、町事業と

しても、斑鳩南中学校に心の教室相談員を配置し、生徒の相談等に応じ心にゆとりを持たせ、またストレスの軽減などに努めているところであります。

次に133ページ、住民と行政の協働によるまちづくり官学連携の推進として、例年大学等から講師を招き、体力向上を目的とした特別講座などを実施をしておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止といたしました。

次に 第3目 私立学校振興費では、令和元年10月から幼児教育無償化に移行しており、引き続き私立幼稚園に対して、保育料、入園料、預かり保育利用料について補助を行っております。さらに低所得、多子の世帯の保護者に対しては、給食材料費の内、副食材料費について補助を行っております。

続きまして、134ページ、第2項 小学校費であります。第1目 学校管理費では教育環境の整備充実として、小学校の運営にかかる費用で、小学校講師、栄養士、学校用務員等の人件費及び研修にかかる経費、消耗品及び庁用備品の購入等を行うとともに、校舎の修繕や光熱水費の支出など、学校の維持管理にかかる経費を支出しております。令和2年度では学籍情報や成績管理、健康管理などの校務情報を集約した校務支援システムの構築を行い、令和3年度から順次移行を行うこととしております。

次に135ページ、小学校講師の配置につきましては、引き続き、町独自の少人数学級編制を実施しており、小学校第1学年、第2学年は1学級当たり30人、第3学年から第6学年までは1学級当たり35人を基準とした学級編制をしております。

続きまして、第2目 教育振興費では、時代に応じた教育内容の充実として、小学校特別活動の推進で、児童の自主性や個性を伸ばすため、運動会や芸術鑑賞など各種学校行事、学級活動及びクラブ活動等について、新型コロナウイルス感染症の影響により、内容の精査、様々な対策を講じながら、その推進に努めました。

また136ページ、日本伝統文化の学習では、児童の伝統文化に対する理解を深めることを目的に、斑鳩小学校では能楽、西小学校の茶道、東小学校では和太鼓といった伝統文化の学習を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、西小学校、東小学校の活動は中止といたしました。次に137ページ、教育環境の整備充実では、学校図書整備として、始業前の読書活動や読み聞かせなど、児童の読書活動を推進する取り組みを行うとともに、これらの活動をさらに充実するため、引き続き、町費で3校で1名の学校司書を配置しております。

また、小学校ICT環境の整備として、GIGAスクール構想の実現に向け、校内通信ネットワークや児童1人につき1台のタブレットパソコンの整備を行いました。

また、特別支援教育の充実では、特別支援学級入級児童の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、また、138ページ、生活困窮世帯への支援の充実では、経済的な理由のため就学困難な児童の保護者に対して、学用品、校外活動費及び給食費等について援助を行っております。

次に 第3目 保健体育費では、児童の健康の保持増進のため健康診断を行うとともに、139ページ、小学校給食の充実では、食育並びに地産地消の取り組みを推進し、食物アレルギー等への対応など、安全で安心して食べることができる学校給食を提供しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響による学校の臨時休業により学校給食を中止したため、保護者への給食費の返還に係る手数料及び給食用食材キャンセル料等を負担をいたしました。また、学校の水泳指導につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により中止いたしました。また、施設の維持管理の観点から、清掃点検等を実施したところであります。

続きまして、140ページ、第3項 中学校費であります。第1目 学校管理費では、教育環境の整備充実で小学校費と同様に、中学校の運営にかかる費用で中学校講師、栄養士、学校用務員等の人件費及び研修にかかる経費、消耗品及び庁用備品の購入等を行うとともに、校舎の修繕や光熱水費の支出など、学校の維持管理にかかる経費を支出しております。施設の整備につきましては、令和元年度から2か年計画で取り組んでまいりました和式トイレの洋式化につきまして、令和2年度の時点で、各校約50%の洋式化を完了いたしております。また環境に配慮した学校施設の整備といたしまして、斑鳩中学校の校舎の照明設備のLED化を実施いたしました。

また、141ページ、小学校同様、学籍情報や成績管理、健康管理などの校務情報を集約した校務支援システムの構築を行い、令和3年度から順次移行を行うこととしております。中学校講師の配置につきましては、引き続き町独自の少人数学級編制を実施しており、全学年で1学級当たり35人を基準とした学級編制としております。

次に142ページにかけましての第2目 教育振興費では、時代に応じた教育内容の充実として、総合的な学習の時間をとおしてキャリア教育や情報処理、環境との共生、福祉への理解等、時代のニーズに応じた教育の展開など学校教育の充実を図っております。また、生徒が自ら学び、自ら考える能力や社会に主体的に対応できる能力の育成を図るため、文化活動や部活動、校外活動に対し助成を行うとともに、情報教育の推進では、子どもたちの興味関心を高め、よりわかりやすい授業を展開できるよう教育用パソコンや電子黒板等の活用を行っております。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症

の影響により芸術鑑賞や野外活動など一部取り止めた事業もありましたが、感染症対策を徹底しながら実施できる方法を探り、様々な制限があるなかで実施をいたしました。

次に、教育環境の整備充実では、小学校と同様に、読書活動を通じて生徒の人格形成や情操をより一層育むため、引き続き町費により2校で1名の学校司書を配置し、学校図書室の充実を図りました。

また、143ページ、中学校ICT環境の整備として、GIGAスクール構想の実現に向け、校内通信ネットワークや生徒1人につき1台のタブレットパソコンの整備を行いました。

また、特別支援教育の充実では、特別支援学級入級生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、生活困窮世帯への支援の充実では、経済的な理由のために就学困難な生徒の保護者に対して、学用品、校外活動費及び給食費等について援助を行いました。

続きまして144ページ、第3目 保健体育費では、教育環境の整備充実で生徒の健康の保持増進のため健康診断を行うとともに、学校給食の充実では、食育及び地産地消の取り組みを推進し、食物アレルギー等への対応など、安全で安心して食べることができる学校給食を提供しております。また小学校同様、新型コロナウイルス感染症の影響による学校の臨時休業により学校給食を中止したため、保護者への給食費の返還に係る手数料及び給食用食材キャンセル料等を負担をいたしました。また145ページ、水泳指導につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により中止いたしましたが、部活動の実施と施設の維持管理の観点から、清掃点検等を実施をしたところであります。

続きまして146ページ、第4項 幼稚園費であります。第1目 幼稚園費では、良好な子育て環境づくりとして、幼稚園の運営にかかる費用として、幼稚園教職員にかかる人件費のほか、特別な支援を必要とする園児の保育充実のため、引き続き、町費で臨時講師を配置するとともに、教員の資質向上のため、実践的な指導力を身につけるなどの研修を行いました。また147ページ、園児の健康管理といたしまして、定期健康診断を実施し、園児の健康管理、指導を行っております。また、町立幼稚園に就園する園児の保護者の経済的な負担を軽減するため、幼児教育の無償化として、保育料の徴収をしないこととしておりますほか、給食の提供につきましても、給食食材費、調理洗浄業務に係る経費について助成を行い、さらに、低所得、多子の世帯の保護者に対しては、給食材料費のうち副食材料費について助成を行っております。

続きまして148ページからの 第5項 社会教育費であります。

第1目 社会教育総務費では、人権意識の高揚について、人権問題を自分たちの問題

として捉え、一人ひとりがあらゆる人権について学び、豊かな感性と実践力を身につけるための研修機会として、引き続き人権セミナーを開催いたしました。

次に149ページ、子ども若者育成支援の充実について、学校や家庭では体験しにくい自然や社会での体験を通じて自己の知識を広め、集団生活の大切さや社会性を育むことを目的として、小学第4学年から6学年を対象としたホリディ学園を引き続き開催いたしましたが、令和2年度では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、開催回数を縮小しての開催となりました。次に、交流活動の推進、成人式の開催についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響から多くの事業の中止が余儀なくされるなか、一度しか参加の機会がない成人式については、座席の間隔をあけるなどソーシャルディスタンスを確実に保つとともに、例年みられるロビーでの長時間の歓談を防ぐため、入退場の導線を整理するなど、新型コロナウイルス感染防止対策を講じたうえで開催し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ました。

次に150ページからの第2目 公民館費であります。はじめに、斑鳩町公民館における新型コロナウイルス感染症の対策であります。令和2年3月4日から研修室等の新規利用予約の受付を休止したのに続き、4月10日から5月31日まで全館臨時休館とし、感染拡大防止に努めたところでございます。また、6月1日から貸館等を再開いたしましたが、今日まで利用制限を行いながらの運営となっており、そのことによりまして令和2年度につきましては、利用回数、利用人数等、前年度と比較いたしまして、減少しているところでございます。次に、生涯学習の充実では、生きがいつくりや知識技術の習得、生涯学習の機会づくりの場として、公民館教室や生涯学習講座を開催いたしました。また、地域住民の学習の機会と学習意欲、連帯意識の向上を図るとともに、地域力の醸成の推進を図るため、生涯学習活動を実施される自治会に対し、支援を行いました。なお、公民館教室をはじめ各種事業の参加状況などは、新型コロナウイルス感染症の影響から前年度と比較して減少しているところでございます。

次に151ページ、生涯学習、生涯スポーツの推進体制の整備、公民館の充実でございます。中央公民館の駐車場不足を解消するため、中央公民館南側にございます912平方メートルの土地について、地権者と用地交渉を重ねてまいりました結果、借地させていただくことで合意し、令和2年7月1日付で土地賃貸借契約を締結するとともに、同年10月30日までを工期として駐車場整備工事を実施したところでございます。今回の整備により、新たに35台分の駐車スペースが確保でき、中央公民館全体の駐車スペースは110台となったところでございます。また、東公民館エントランスのエアコ

ンの更新工事を行うなど、施設の維持管理に努めたところであります。

次に、同じく151ページ、第3目 文化祭費であります。文化芸術に触れる機会の充実では、各種芸術文化の振興と芸術文化に接する機会の提供や意識の向上を図ることを目的に、斑鳩の里文化芸術祭を開催をいたしました。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響から美術展覧会のみ開催したところでございます。

次に152ページ、第4目 文化財保存費であります。歴史文化資源の保全活用、開発に伴う発掘調査では、五百井地区においてかかるがパークウェイ建設に伴う発掘調査を実施をいたしました。次に153ページ、古文書の保全整理では、平成28年度より国庫補助事業として採択された五百井地区の大方家文書調査について、令和2年度は5か年計画の最終年度となり、これまでの調査結果をとりまとめた大方家文書調査報告書を作成いたしました。次に、史跡中宮寺跡の維持管理では、史跡中宮寺跡と中宮寺や文化財センターを結ぶ案内サインを整備するとともに、史跡中宮寺跡文化財ボランティアにより、公園内に農地の状態で残したエリアに、コスモスやレンゲなどの花々を育てていただき、来園した方々の目を和ませるとともに、親しみのある身近な歴史公園として感じていただけるよう努めたところでございます。

次に154ページ、第5目 図書館管理運営費であります。はじめに、町立図書館、公民館図書室における新型コロナウイルス感染症の対策であります。令和2年3月11日から6月14日まで臨時休館臨時休室とし、6月15日より本の貸出し、返却のみ利用を再開し、その後、徐々に制限を解除しながら運営を行っているところでございます。図書館は、調べものや学習する場として、比較的滞在時間が長い施設であることから、現在においても、利用者の制限、新聞の閲覧休止、DVDの視聴休止などを継続しながら、感染防止対策を講じた運営を行っており、そのことによりまして、令和2年度につきましては、利用人数、貸出冊数等、前年度と比較いたしまして、減少しているところでございます。そのようななか、図書館サービスの充実では、多くの人が触れる図書について、紫外線で殺菌消毒することができる資料消毒機を図書館、各公民館図書室に設置し、清潔に利用いただけるよう努めました。次に156ページ、ブックスタートの実施では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場での絵本の配布、読み聞かせ等の催しは中止し、新型コロナウイルス感染症に対する町独自の支援策として、対象のご家庭に絵本を郵送いたしました。次に157ページ、電子図書館サービスの充実では、来館する必要がなく、借りたいときにいつでも本が借りることができる電子図書館について、新型コロナウイルス感染防止対策ともなったことから、登録者、貸出冊数

とも、前年度より増加したところでございます。

次に158ページ、第6目 文化財活用センター管理運営費であります。文化財センターにおける新型コロナウイルス感染症の対策ですが、令和2年3月5日から5月31日まで臨時休館しました。その後6月1日より、現在においても利用制限を行いながらの運営となっており、令和2年度では、開催を計画していた春季企画展を中止するなどしたことにより、来館者数は前年度と比較して減少しているところでございます。

次に160ページ 第6項 保健体育費であります。第1目 保健体育総務費では、生涯スポーツの充実として、マラソン大会につきまして令和2年度の大会が第50回の節目の大会でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から、実行委員会において、令和3年度に延期という判断がされたところであります。そのほか、友好都市スポーツ交流、東京2020オリンピック聖火リレー、ドッジボール大会などは、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止、あるいは延期となったところでございます。

162ページ、生涯学習、生涯スポーツ施設の充実、学校体育施設の開放については、新型コロナウイルス感染症拡大防止による学校臨時休業に合わせ、令和2年3月3日から5月31日まで利用休止としたことにより、令和2年度につきましては、利用回数、利用人数とも、前年度と比較して減少しているところでございます。

次に163ページ、第2目 健民運動場費では、健民運動場、天満スポーツグラウンドの適切な維持管理に努めたところであります。健民運動場の運営では、新型コロナウイルス感染症の対策として、令和2年3月3日から全施設の新規予約受付中止、また、令和2年4月10日から5月31日まで利用中止としたことによりまして、令和2年度につきましては、健民運動場、天満スポーツグラウンドともに利用回数、利用人数ともに、前年度と比較して減少しているところでございます。

次に 第3目 町民プール運営費であります。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度の町民プールは休止といたしましたが、施設の維持管理の観点から清掃点検等を実施したところでございます。

次に164ページ、第4目 すこやか斑鳩スポーツセンター運営費であります。中央体育館における新型コロナウイルス感染症の対策ですが、令和2年3月4日から施設の新規予約受付を中止し、令和2年4月10日から6月14日まで利用中止とし、6月15日以降、現在においても利用制限を行いながらの運営となっていることから、令和2年度におきましては、利用回数、利用人数とも、前年度と比較して減少しているところであります。次に、スポーツセンターの維持管理では、センター敷地内通路について、

国道25号への進入のしやすさから通り抜けする車両が横行しており、これまで安全対策を講じてきたところですが、スピードを出しての通り抜けが後を絶たないことから、利用者の安全を守るため、令和2年4月1日より敷地内通路を車両通行禁止といたしました。また、スポーツセンターの充実では、中央体育館敷地内通路の車両通行禁止に伴う臨時駐車場の整備工事、研修室のエアコン更新工事をはじめ、安全快適に利用いただけるよう施設の適正な管理、維持管理に努めたところであります。

以上、第9款 教育費にかかります決算の概要の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、第9款 教育費について、質疑をお受けします。
齋藤委員。

○齋藤委員 137ページが一番下の小学校ICT環境の整備ということで、今のコロナ禍で、新聞、ラジオとかテレビとかを見ますと、タブレットを使って、学校と家庭でインターネット回線で勉強をしているというようなことも報道されてますけども、斑鳩町の今のタブレットの使い方の状況というんですか、教えてもらえますでしょうか。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 タブレットにつきましては、令和2年度までに1人1台の整備を完了いたしまして、3年度から運用を始めたところでございます。各授業中にはもちろんタブレットと、いいますのは、これまでコンピューター教室等でも実施しておりました授業に基づきまして、同じような形での授業の展開を教室でも行えるというふうな形で使用しているところでございます。また、ご家庭での利用に際しましては、今年度の5月の連休には一度持ち帰りをしながら、家庭での使用についての試行を行ったところでございます。それ以降、この夏休みにかけても、小・中学校ともに持ち帰りを実施いたしまして、それぞれ学校の学年に応じまして、できる形で使用をしたところでございます。例えば、オンラインの登校日であったり、また、オンライン上での課題の提出、それを随時教員が確認しながら適宜アドバイスをするといったようなことを行ったところでございます。それ以降、9月に入りまして、半日登校というようなことがコロナ感染の影響でございましたけれども、これにつきましても、午前中に学校に登校し、給食を実施せず下校、午後からはオンライン授業というような形で実施をしてきたところでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということはこれ、家でインターネットの環境が整ってない方については、

どのようにされているのでしょうか。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 現在、インターネット環境が整っていないご家庭の状況については、適宜学校から環境整備についてのご理解をいただくようお話も進めているところでございます。実際、件数といたしましては10件以下の状況となっております。今回の半日登校、午後からのオンライン授業によりまして、そういうご家庭も含めまして、午後からは一部学校での授業の視聴というのが可能というような対応をしてまいりましたので、現在は直ちに授業を受けていただけなかったという状況ではございません。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。環境が整ってない方もですね、きちんとできるように、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それから、都市創生課のときに質問させてもらったんですけども、これ、通学路のブロック塀の関係ですけども、いつ災害が起こるかわかりませんので、通学路のブロック塀について、どのような状況かということですね、安全な、ほぼ安全なのか、また一部対応が必要なのか。その辺のところを教えてくださいませんか。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 通学路のブロック塀につきましては、かつて平成30年7月に通学路沿道のブロック塀について調査を行ったところでございます。以降、保護者の皆様や登校ボランティア、また、教員の集団下校の指導、こういった中で情報を集めながら状況の確認もし、適宜、所有者等への声かけ、また、通学路の変更など、こういった対応を行ってきたところでございます。この実績につきましては、声かけをさせていただいた事案につきましては3件、通学路を変更した事案は1件でございます。現在のところ、ブロック塀自体が撤去、改修されたというような、通学路の沿道ですけれども、改修されたというようなところは確認されていないところでございます。再度、引き続いて注視をさせていただくというふうに考えているところでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、4件、今、危険かなというふうに感じているところがあるということでしょうか。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 あくまで目視によりますものと、それぞれ保護者の方々の主観というものもございますので、客観的に危険かどうかというところまでは判断できないとこ

ろでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 引き続きよろしく、安全な通学路をよろしくお願いします。

それから、140ページ下から二つ目の洋式トイレ化について、先ほど50%完了したという説明をいただきましたですけども、先般の一般質問で、今後の計画として80%ぐらいにしたいというお話がありましたけども、今後ですね、50%から80%に向けてスケジュールというかですね、どのぐらいを目途にして考えておられるのか教えてもらえないでしょうか。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 今年度、すでに指定避難所となっております関係上、使用が想定される範囲の洋式化も今年度も実施してまいります。この後、3年程度を目途として8割の様式化を実現してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは令和6年度末というようなイメージでよろしいでしょうか。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 はい、そのとおりでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。それから、150ページ、下から三つ目の生涯学習活動に対する支援ということで、毎年、自治会のほうに生涯学習をされるところは手を挙げて下さいということまでいただいておりますけども、この表を見ますと、令和元年度が15、令和2年度が10とあがってまして、これ多分、コロナの影響もありまして減少したんだと思いますけども、この基準が、大きな自治会はクリアできるような基準ですけども、例えば、小さな自治会、家の数が10軒だとか20軒だとかというふうな自治会に対しては、どうしてもこの基準をクリアできるようなことがないと思うんです。やっぱりこれは、自治会の大きさと関係なくして、みんなが使えるような基準にすべきじゃないかなと思いますし、これをまた別の形でもって対応できないものかなと、要するに全住民が活用できるようなシステムにできないかなというふうに思うんですけども、そのようなところはいかがでしょうか。

○木澤委員長 栗本教育次長。

○栗本教育次長 生涯学習活動に対する支援についてのご質問でございます。現在、この補助金の申請の要件は年間20時間以上の活動で20人以上の参加人員があることを要

件として、1事業について1万8千円を限度に2事業まで実施をしているところでございます。近年、高齢化が進み、20人の参加者を確保するのが難しいという理由で、年々補助金の申請数が減少していることから、令和2年度では試行的に参加者を25%縮小、最低15人の参加者の要件で試行をいたしました。新型コロナウイルスを理由に活動されない自治会も多く、令和元年度より5自治会少ない10自治会の活動にとどまったところでございます。今年度もう一度参加者の要件を縮小した形で現在、募集を行っておりまして、その状況を見る中で、生涯学習活動補助金の在り方を検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 今のお話でも、やっぱり最低人数何名というのがありますので、例えば、自治会員の数が10名とか20名とかってなってくると、どうしてももう、その基準にクリアできない自治会も結構あるんじゃないかなという気がしますので、そのようなところをもう一回、どういうシステムが良いのかわかりませんが、みんなが使えるような、全部の自治会が使えるような形の生涯学習に見直していただけないものかなというふうに思いますので、ご検討いただきたいというふうに思います。

それから、162ページ、学校体育館施設の開放ということと、それから、次のページの健民運動場の運営がありますけども、小さな町の公園に野球とかサッカーボールとか持ってきて、小学生、中学生が学校の帰りにボール遊びをするんですけども、小さな公園で遊びますと、どうしても付近の民家に野球のボールとかサッカーボールとかが入って、付近の住民が困っている。また、たまたまだと思いますけども勝手に庭に入ってボールを探したり、そのようなことで困っているんですけども、やはりひとつは子どもが自由に遊べる場所が、学校の放課後、例えば土日に遊べる場所が少ないんじゃないかな。そのために探しながら、小さなところでボール遊びとかサッカーとかしてしまうのではないかなというふうに思うんです。子どもたちには注意はするんですけども、逆に子どもたちの立場からすると、ここで怒られたから、また別の小さな遊び場所に行って野球をしようというふうな形になりかねないんじゃないかなと思いますので、やはり子どもたちが遊べる、野球とかサッカーとか遊べる場所というのを何とか確保してあげる必要はないかなと。ですから、小学校とか、この健民運動場とかといいますと、事前に予約しないと使えないと思いますので、フリーで遊べるような場所をつくっていただきたいと思いますが、そのようなところ、いかがお考えか教えてもらえるでしょうか。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長　もちろん、かつて学校が放課後にある程度自由に使えるような時代には、そのような活用もできようかというようなところはありましたが、昨今、不審者対応等もごさいます中で、学校に入る、放課後に学校を使うといった場合には、一定管理を必要とするというような状況でございまして、学校として使っていくというのは、今のところ難しいのかなというような状況でございまして、他の社会体育施設等も含めて使用できるところを今のところは使っていくのが適当なのかなというふうに考えているところでございまして。

○木澤委員長　齋藤委員。

○齋藤委員　具体的に小学生、中学生が学校が終わってから、ちょっと遊びに行こうとか、野球しようかって気軽に話をして、どこどこに何時に集まってやろうといったような話がしたいときは、遊び場がないということになるんでしょうか。どこで遊んだらいいかというようなところはないのか。そのようなところを教えてもらえますでしょうか。

○木澤委員長　松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長　もちろん、子どもたちの遊び方でございまして、ある種あらかじめ用意を、計画をしてというようなものではないのかもわかりません。こうした場合にも、もちろん遊ぶ場所のスペース等によって、できるような遊びを考えるとといった、周囲の状況に配慮するというようなマナーアップについても学校のほうでは指導していく必要があるかなというふうに考えておりますので、やはりできる場所でできることをというような考え方で、まずはしていくべきなのかなというふうに考えます。

○木澤委員長　齋藤委員。

○齋藤委員　ということは、できる場所でできることをするということは、野球とかサッカーとか、そういうのはもうできる場所がないので、もうしてはいけないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○木澤委員長　松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長　ですので、当然、できる場所というのがもちろん、健民運動場もそうですし、天満スポーツグラウンド、南中のサブグラウンド、こういったところは計画をすれば使えるものでございまして、あらかじめそういうスポーツをしたいということであれば、計画をもってしてはどうかというふうな考え方でございまして。

○木澤委員長　暫時休憩します。

(午前9時56分 休憩)

(午前9時56分 再開)

- 木澤委員長 再開いたします。 齋藤委員。
- 齋藤委員 町長、どのようにお考えか教えてください。
- 木澤委員長 中西町長。
- 中西町長 子どもの遊び場ということでございます。町としてはできるだけ町有地ですね、そういうものを利用しながら、そういうような施設をつくっていかうということで、以前にも、齋藤委員の地域ともそういう話をさせていただいております。ただ、その中で、地域の方々の協力が得られない、そういうような状況もございまして、また町有地等空いたところで、そういう協力が得られるところであれば、また町のほうとしても、そういう施設もつくっていくことを考えていければと思っております。
- 木澤委員長 齋藤委員。
- 齋藤委員 もうひとつ、小学生、中学生にマナーの教育というか、教えていただきたいんですけども、ボールが入ったからといって勝手に人の家に、玄関を開けて入ってくるという事例が結構ありますので、ですから、やっぱり入ったらインターホンを押してお詫びをして、それで取らせてくださいということで入るような形にすべきではないかなというふうに思いますけども、近所の人で聞くと、遊んで入ったときはほとんど黙って入ってくる。玄関のところに、門に鍵をかけるというやら入ってくると、そのようなことを言っておりますので、その辺のところ、マナーの教育もしていただきたいと思っておりますけどもどうでしょうか。
- 木澤委員長 山本教育長。
- 山本教育長 私のほうから回答させてもらいたいと思うんですが、そういったマナー教育に関しましては、まずは箸の使い方なのか、鉛筆の使い方なのかという問題にも帰すると思うんですけども、まずは家庭でしっかり教えるべきもの、それから学校で教えるべきもの、また地域が子どもを育てるという観点もございまして、学校と地域と家庭と、やっぱりこれにつきましては協力した体制で臨んでいく必要があるかと思っております。
- 学校に関しましては、マナー教育に関しましては、しっかりこれまでもさせてもらってるところですが、現実、そういうお子さんがおるとということにつきましては、しっかりまた学校のほうにも話をしていきたいと思うんですが、学校を離れた、また、地域の話となりましたら、家庭、地域の力というのもたくさん必要になってまいりますので、子どもを育てるといのは、齋藤委員のおっしゃることもわかるんですけども、やはり地域の教育力というのも学校としてはお借りしたいところでございます。ただ、学校のほうにはしっかり指導してまいりたい、そのように思います。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 引き続き、よろしく申し上げます。それから、本編の54ページですけども、下から二つ目に、地域ボランティアの協力のもと学校支援事業を行ったとありますけども、これは登校の見守りとか、ボランティアとか、そういう方が長いあいだ一生懸命、雨の日も、それから、平日、1日何回も、2回も3回も往復して見守りされておりますけども、そういう方に対して、何かこう表彰する制度だとか、それからお礼を言う形だとかできないものかなというふうには思うんですけども、いかがでしょうか。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 現在、登校ボランティア等でご協力いただいている皆様には感謝申しあげるところでございますけれども、これらの活動についてですね、表彰制度等々、今、情報収集もしているところでございますので、そういったもの、適当なものが該当できる、するようなこともございましたら、適宜、推薦をさせていただきながら、感謝の意を表していきたいというふうに考えているところでございます。

○木澤委員長 暫時休憩します。

(午前10時01分 休憩)

(午前10時04分 再開)

○木澤委員長 再開します。 齋藤委員。

○齋藤委員 では、引き続きよろしく申し上げます。以上です。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

それでは、ここで10時20分まで休憩します。

(午前10時05分 休憩)

(午前10時20分 再開)

○木澤委員長 再開いたします。

引き続き、教育費に対する質疑をお受けいたします。 奥村委員。

○奥村委員 資料編131ページの学習支援の実施でございます。令和元年度、小学校62名、中学校14名の利用の方があって、令和2年度は33名と9名ということで減少しておりますけど、これはやはりコロナの影響ということで考えてよろしいでしょうか。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして学校を臨時休業いたしておりました。4月9日から5月末まででございますけれども、この間臨時休業となりましたことから、開講時期を7月からとさせていただいたところ

でございます。しかしながら、新型コロナウイルスに関する情報が、まだ現在ほど広く出回っていないような状況下で、やはり複数の人が集まるというような事業に不安を感じてお申込みを控えられたというようなことが考えられるのではないかと分析しているところでございます。

○木澤委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。それで、この学習支援の実施というのも、開始されてから、平成28年9月1日から実施ということではよろしかったでしょうか。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 はい、そのとおりでございます。

○木澤委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。この児童生徒1人につき月額1,000円の利用料ですけれども、これについて徴収される中で困ったこととか、いわゆる滞納とか、そういう心配は大丈夫だったでしょうか。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 現在、滞納というところはございません。これにつきましては減免制度が設けられてございます。生活保護世帯につきましては全額免除、準要保護世帯につきましては半額免除、また第2子以降、多子世帯のお子様の場合は半額免除、また第3子以降が利用されるという場合は全額免除といったような減免制度を設けてございますので、現在のところ滞納という事案は確認してございません。

○木澤委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。そのようにいろいろ手だてをさせていただいているので、ありがたいことかなと思っております。最後にその担当してくださる講師とか、ボランティアの皆様のみなり手の状況ですけれども、それについてはお困りなこととかはございませんでしょうか。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 町内にお住まいの教員のOB等のご協力をいただいているところです。小学校につきましては比較的教科を限定することにはならないんですけれども、中学校になりますと教科が限定されてしまいますので、免許が限定されますので、こうした部分ではなかなか、なり手、なっただく人材というのは非常に確保が難しい状況ではございますけれども、今直ちに不足しているという状況ではございません。

○木澤委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。どうかよろしく願いをいたします。

それと次に、155ページ、町立図書館の運営、充実というところですがけれども、今現在コロナウイルス流行の関係で、利用対象者が町内住民の方、それからまた、町内に在学される方、在勤される方というのに限っておられるのかなと思うんですけども、この理解でよろしいでしょうか。

○木澤委員長 栗本教育次長。

○栗本教育次長 はい。現在、昨年の6月から町内在住、在勤、在学者のみの利用制限となっております。

○木澤委員長 奥村委員。

○奥村委員 まあ、この生駒郡の自治体の中でもひとつ県内の方もどうぞお使いくださいというところであるとか、桜井市であったり、五條市とかですけども、県内在住の方も当然、今、コロナ禍の中ではあるけれども、感染対策に十分気をつかった上で細かいことを決めながらお使いくださいということなんですけれども、そういう点で、コロナ禍の中ではありますけども、斑鳩町としては将来的に、ホームページを見ましたら、ある程度の落ち着きを見せたときには県内の方にも開放していく方向性は示してくださっているんですけども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○木澤委員長 栗本教育次長。

○栗本教育次長 現在、町内在住、在勤、在学者のみで、コロナ以前の利用率から見ると、だいたい4割程度の利用率となっております。ちょうど施設的にはあまり密にならない、今現在の状況になっておりますので、今のこのコロナ禍においてはそういった運営をしていきたい。将来的にコロナが収束された後にはまた考えてまいりたいと思っておりますけれども、現時点では町内の方を優先的にという考えで運営をしております。

○木澤委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。図書館の中には歴史資料室もございますので、やはり開かれた図書館ということから考えたら、コロナウイルスの感染状況を見ながら考えていっていただかないといけないと思うんですけども、やはり斑鳩町は他とまた違って、そういう歴史資料室というか、大切なものもございますので、またしっかりと開かれたという意味から見て考えていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

○木澤委員長 ほかにございませんか。 横田委員。

○横田委員 資料11の129ページですね。斑鳩町史ですけど、上巻はいつ頃発刊の予定で進められているか教えていただきたいです。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 上巻につきましては、昨年度末、発刊を目指して作業を進めてまいりましたけれども、スケジュールに遅れが生じたという旨は冒頭の説明でございましたとおりでございます。令和3年度以降に繰り越して事業を進めておりますが、現在、執筆者の先生方からいただいた原稿につきまして、内容の構成、紙面の構成作業に取り組んでございます。しかしながら、コロナウイルス感染の影響を引き続いているところでございまして、関係機関との許認可の関係等々、今、作業をやや時間を要している状況でございます。このことから、年末の完成を今、一旦目途に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○横田委員 はい、わかりました。結構です。

○木澤委員長 ほかにございませんか。 溝部委員。

○溝部委員 132ページのスクールカウンセラーの配置ということで、令和元年度から令和2年度にかけて相談件数が増えているなというふうに思っているんですけど、この増えているというのがちょっと心配やなと思うんですけど、どういった関連の相談が多くて、それに対してどんな対応をされたかというのを伺いたいたいですけれども。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 相談件数の増につきましては、令和元年度は両中学校に配置されていた。令和2年度からは小学校につきましても配置がございましたので、利用しやすくなったというようなこともございますので、増えたのではないかという部分がひとつございます。それと、やはり相談の内容でございますけど、カウンセリングの内容でございますけれども、一番多いとなっておりますのが不登校に関するもの、それと心の健康、保健に関するものというような状況でございます。この中で大きく増えておりますのが、やはり心身の健康保健というようなところ。ここは、新型コロナウイルス感染症によります健康不安であったり、登校不安であったり、こうしたところが大きく影響したのではないかというふうに分析をしているところでございます。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 それで、それに対してどういうふうな対応をされていかれたのかということをお教えいただきたいんですけれども。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 対応につきましては、申し訳ございませんが一律の対応というのがございませんので、個々それぞれ個人の児童生徒の状況に合わせたカウンセリングが必

要だというところとですね、あと、スクールソーシャルワーカーというのもまた活用いたしまして、福祉部局との連携なども視野に入れながら対応してきているところがございます。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 利用しやすくなったということは、すごく良いことやなと思うんです。ちょっとコロナがあって登校がしにくくなったとかということの、そういうこともあるのかなと思いますので、ちょっと引き続きケアのほうをよろしくお願いします。

136ページの日本伝統文化の学習というところで、コロナで感染拡大防止のために中止された西小学校と東小学校ということで、その斑鳩小学校だけがされたというのはどういった理由があったんでしょうか。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 やはり斑鳩小学校は能楽指導、西小学校については茶道指導、東小学校は和太鼓指導といったところで、やはり道具を共用したりだとかいうような、感染リスクの高いと考えられるものについて、2年度は活動を控えたというようなところがございます、すべての活動を控えたいという思いでしているわけではございませんので、できるものについてはやっていこうという考えのもと、2年度の実績といたしましては、斑鳩小学校の能楽指導については実施できたというようなところで考えているものがございます。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 能楽指導はそんなに接触はないという感じなんですかね。あと、その代替案といえますか、できなかったことで、西小学校とか東小学校で何かされたこととかがあってのはあったんですかね。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 もちろん、代替授業の検討というのは必要であったと考えられるところではございますけれども、やはり臨時休業等々で大幅に授業の組み替え等が必要となりました関係上このあたりを先に優先をさせていただいて、代替授業までの実施には至らなかったというような状況でございます。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 コロナの関係は難しいと思うんですけれども、1か所だけがあって、西小と東小がないのがちょっと不思議に思ったので、ちょっと質問させていただいたんですけれども、今後はちょっとそのコロナの感染状況を見て、できる限り、そういった子ども

に機会をたくさん、こういった機会を持っていただけるようによろしくお願いします。

164ページのスポーツセンターの維持管理というところで、この令和2年度4月1日から通路進入口を封鎖しということがありましたけれども、さっきの齋藤委員がおっしゃったことと似たような感じになるんですけれども、その通路があつて、横にすぐ遊び場があつて、そこで、前回も同じような質問をさせてもらったかもしれないんですけど、野球をやったりドッジボールをしたり、いろいろボールも使って遊んでる子がたくさんいるんですけど、そのボールが遊び場と通路が近い状態にあつて、そこはバイクの人とかは通らはるんです、自転車とか。万が一、ボールとかで遊んでいる子どもたちのボールが飛んで行つたと。そこでバイクの人がけがをしたり、自転車の人がけがをしたとかつていう場合に、子どもたちに対して補償といいますか、そうなつたとしても、そういった保険というのは、学校とかの保険でカバーできてるものですかね。

○木澤委員長 栗本教育次長。

○栗本教育次長 今おっしゃっているのは、臨時駐車場になります、スポーツ広場での遊びのことだと思うんですけども、スポーツ広場でございますけども、やっぱりボール遊びというのはグラウンドでするものだというふうに思います。そこでボール遊びをされて自転車、もしくはバイクの方にけがをさせたら、その方の、遊んでた方の、保護者の責任になるのかなというふうに思います。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 グラウンドですけど、外のトイレの横の、あの広場のほうはどうですかね。

○木澤委員長 栗本教育次長。

○栗本教育次長 いわゆるゲートボール場でございます。ゲートボールで使用されてるときに、もし何かけがをだったら保険の対象になると思うんですけども、あそこで遊んで、許可なく遊んでた場合は、やはり本人の責任になろうかというふうに思います。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 そうなんです。ボール遊びをしてはいけないとか書いてないので、結構いつも遊んではるんですけども、そういった遊び場を減らしたくないというのはすごいあるんですけど、そういったことがあつたときに子どもがかわいそうやなど、ちょっと思うんですけども、何かそのへん、うまく対応できることとかないんですかね。

○木澤委員長 山本教育長。

○山本教育長 前回、この質問をされたときに、時間外にちょっとお話しさせてもらったと思うんですが、学校のほうでは傷害保険というのがございます。そのときにお話しし

たと思うんですが、小学校、高等学校では全校Pっていうのがありますので。中学校も当然、奈良県の県Pがありますので、その組織の中で、PTAが入学した段階で全てのお子さんに対して、小学校6年間、中学校3年間、高校3年間、まあ、1年単位で入れるんですけども少額で入れるんです。これは暴力、いじめ以外であれば保険金が出ますので、それを保険金を、保険というのはあると思います。ただ、これも保護者が入るという形になりますので。ただ、すべて私、熟知しているところではないんですけども、1人入る、1人入らないはだめだったんじゃないかな。すべてのお子さんが入らないとあかんという保険だったと思いますので。そこも含めて、学校のほうにはもう一度検討するように言いますが、学校が主体的に動くのかな、Pじゃないかな。PTAのほうは主体的に動かされて、学校とご相談されてという話になるんじゃないかと思うので、学校が動いて保険会社を決めるとなりましたら、また違った課題も生じてまいりますので、できたらPTAのほうでご検討いただくと非常にありがたいかなと思います。まあ、そういう保険はあることはあります。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 今、教育長が言っていただいたことをまた検討いただいたらありがたいなと思いますし、で、その今は、子どもが飛び出さないような、子どもの形をした注意喚起のものが置いてあるんですけど、例えば、ボールが飛んできますよみたいなこともありますのでお互いに気をつけましょうみたいな、そういった注意喚起の掲示をすとか、そういうことはどうですかね。道路のところ。

○木澤委員長 暫時休憩します。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時39分 再開)

○木澤委員長 再開いたします。 栗本教育次長。

○栗本教育次長 子どもたちに対する啓発方法については、ちょっとどういうことができるのか検討してまいりたいと思います。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 ありがとうございます。遊び場を減らすことなく、ちょっと安全に遊べるようによろしくお願いします。

○木澤委員長 ほかにございませんか。 小城委員。

○小城委員 資料編の163ページ、健民運動場の運営のところ、健民グラウンド、天満グラウンドの維持管理というところで、主に今回はどういったところに費用をあてら

れたのかってわかる範囲手で、大きなところで教えていただければと思います。

○木澤委員長 栗本教育次長。

○栗本教育次長 健民グラウンドの費用でありますけども、一番大きいのは、やはり電気代、水道代の光熱水費が最も大きくなっております。そのほか、あと、清掃であるとか、浄化槽の点検であるとか、委託料もその次いで大きい支出になっております。

○木澤委員長 小城委員。

○小城委員 ありがとうございます。多分、砂の入れ替えというのは何年かに1回っていうのが決まっていたかと思うんですけど、何年に1回で、次はいつとかっていうのはわかりますか。健民のほうでいいです。

○木澤委員長 栗本教育次長。

○栗本教育次長 前回、健民運動場の土の入れ替えをしたのは、平成15年に実施しております。だいたい、8年から10年で土の入れ替えをしなければならないというふうに聞いておりますので、もう間もなく入れ替えをしなければならない時期になります。

○木澤委員長 小城委員。

○小城委員 ありがとうございます。ちょっと健民グラウンドに、下から大きな砂がだいぶ混じってきてるので、やはり運動、少年少女、スポーツ少年団等々がされるときにですね、どうしてもけがをしてしまう恐れがありますので、できるだけ早期にやっていたければと思います。以上です。

○木澤委員長 私のほうも、予算の審査のときをお願いしていたと思うんですけど、結構大きな金額になりますんで、当初予算で対応していただくということで、次年度の予算に計上していただきたいと思いますので、要望しておきます。

ほかにございませんか。 坂口委員。

○坂口委員 134ページの小学校校務支援システムの導入、これは中学校費でも出てくるんですけど、個人情報結構の扱いになってくると思うんですけど、この個人情報の扱いですね。昨今、USBのメモリーを紛失したとか、そういった事例が結構聞かれますんで、情報管理のことについてお伺いたします。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 校務支援システムの導入にあたりましては、奈良県域統合型校務支援システムに関する基本協定の中に接続要件が設けられてございます。この中には、文部科学省が提示しております情報セキュリティポリシーのガイドラインに基づくインターネットの分離、物理的に分離をしてしまうネットワーク環境の整備を行ったところで

ございます。従いまして、当然、個人情報非常に多く含む情報でございますので、取り扱いにつきましても十分注視をしていくこととしているものでございます。

○木澤委員長 坂口委員。

○坂口委員 USBのメモリーでの持ち出しということではできるようになっているのか、できないようになっているのか。その辺のところお願いいたします。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 USBにつきましてもは運用しないこととしております。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そしたら、私からも少しお伺いしたいんですけども、資料編の149ページの野外活動センターの事業の支援ですけども、令和2年度を見ますと、新型コロナウイルスの影響によって申請はないという、今、こういう状況のところで、この制度について利用はないんですけども、これ以前ですね、もともと野外活動センターがあって、それを廃止する際に、その団体に対して移動の、交通費の半額を支援するという制度で、この間運用していただけてきてますけども、もともと野外活動センターって個人であっても利用はできたんですけども、その場がなくなってしまって、個人、もしくはファミリーでのそういう施設を利用するということが非常に難しくなってきたんじゃないかなという点で、町内には施設がないですけども、町外の施設を利用する際の補助金なりを検討していただきたいということをお願いしてたんですけども、この点、今の状況ですね、教えていただけますか。 栗本教育次長。

○栗本教育次長 本年3月の予算審査の際にご要望いただいていた件で、その際、野外活動施設を青少年の健全育成を目的とした施設であり、一般のレクリエーション施設とは異なる一定の教育の場としての条件、あるいは規制がないか調査をさせていただくというご答弁をさせていただいております。その後、県内の主要な5つの野外活動施設に対しまして聞き取り調査をさせていただきました。すべての施設で、家族での利用が可能となっております。施設の使用料につきましても無料のところから、4人家族で9,600円のところと幅が少々ございます。また、利用状況につきましてもお聞きしたところ、施設利用料が無料の県立野外活動センター、これは令和元年度で4,268組の家族に利用されていたということでございます。最も近い大和郡山市立の施設でも、令和元年度で308組の家庭でのご利用があったというふうにお伺いしています。次に、一般のレクリエーション施設との違いでございますけども、特段、野外活動施設としての条件

とか規制がなく、単なる宿泊であるとか、家族のふれあいの場として自由に施設を使っていたら結構ですよというご回答でした。そういった調査をさせていただいて、野外活動施設というと、自然体験の学習を行ったり、あるいは規律や協調性を身につけるような体験が、もし野外活動センターに必須でありましたら、教育の一環として利用を促し、それに対して何らかの支援というものも考えられるかもわかりませんが、単なるレクリエーション、家族の親睦、また旅行としての宿泊としても可能ですので、今の現状では支援はちょっと難しいのかなというふうに考えているところでございます。

○木澤委員長 普通の単なるホテルとか旅館とかとはまた違う、学習のための施設ということで位置づけはされてるんですよ。もともと野外活動センターがあったときも、そういった何か学習の一環を盛り込まなければ利用できないとか、そういう規制をつけてたわけではないと思いますし、そういうのは家族で行ってバーベキューをしたりとか、そういうことができたはずなので、そこは条件的にも一緒じゃないかなと思うんです。実際に大和郡山市のお話もいただきましたけど、市外の方が利用すると高いんですよ。だから、そういう点で町として補助を出していただければ、郡山市民の方と同じような金額で利用していただけるし、そこやったら近いです。で、その施設も、先ほど5つというふうにおっしゃいましたかね。別にめっちゃめっちゃ多いわけではないと思いますので、予算的にもすごい費用がかかるというものではないかなというふうに思いますけど、そこら辺のところ検討していただいて、コロナの中ではなかなか利用がないかもしれませんが、アフターコロナを見通す中で、やっぱり町民の方が町内にそういう施設がない中で、休日、家族のふれあいですとか、野外活動経験をしていただけるような取り組みを、町としてサポートしていくべきやないかなというふうに思うんですけども、これは検討じゃないんでしょうかね。 栗本教育次長。

○栗本教育次長 何回も、しつこいほど聞いたんです。野外活動センターを利用するにあたってですね、例えば、何か野外活動を必ずご家族であってもしなければならぬのかということは何回も聞いたんですけども、いや、もうホテルとして利用していただいて結構ですよということだったので、そういうところやったら、ほかの宿泊施設にも補助を出してもらおうのかという話にも波及をしてくるのでね、今の状態ではちょっと難しいのかなというふうなことで町は判断しています。

○木澤委員長 もうちょっと線引きをどうするのかというところで、その線引きが難しいということですので、またちょっと私のほうも検討したいというふうに思います。何らかの形でやっぱり町民の皆さんに、単に宿泊だけっていうのもあれですけど、やっぱ

りそういう施設を活用して宿泊されるというのは、旅行に行くとか、そういうのとは違うと思いますので。また引き続きご検討していただきますようお願いをしておきます。

資料編の163ページの、今度は天満グラウンドですけども、設置されているベンチが、以前も本当に屋根に穴が開いてボロボロになっていて、ベンチも割れてしまっているものがほとんどやって、教育委員会にお願いして屋根の補修と、ベンチもいくつか替えていただいたりはしたんですけど、まだちょっとやっぱり割れてるのが残ってまして、座るとけがもするし危ないということで、割れてるものについても新しくしていただきたいというのをお願いしてたんですけども、その後の状況を教えていただけますか。

栗本教育次長。

○栗本教育次長 天満グラウンドのベンチにつきましては、1塁側、3塁側複数のベンチが設置をされておりますけども、経年劣化により破損されていたり、背もたれが一部取れている状況というのは、町としても把握をしております。今年度、急遽2基につきましては5月に更新をさせていただいたんですけども、それ以外のベンチにつきましては、今年度の予算執行を見る中でそれぞれ更新をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○木澤委員長 わかりました。お願いしておきます。

ほかにございませんか。 伴議長。

○伴議長 164ページの一番下のスポーツセンターで、研修室のほうのエアコンは整備していただいたと、私も存しております。ただ、実質、体育館本体のやつを以前、私ちょっと検討してほしいというような話。今の状況はどんな感じや。非常に金額のかかることはわかってます。けどやっぱりこの時代、非常に暑くなって、暑いときは暑いという状況ですので、そのあたり、ちょっとお考えを聞かせてください。

○木澤委員長 栗本教育次長。

○栗本教育次長 体育館、アリーナを中心としたエアコンの設置ですけども、以前から避難所でもあるしということで、整備についてはご意見をいただいているところで、令和3年度でどういった空調の仕方が一番最も良いのか。というのは、単なる競技のことを考えずに、避難所のことだけを考えるとアリーナの周辺に室内機をつけて40基程度の室内機をつける、あの空間は冷えるということなんですけども、競技をしながらということを考えますと、やはりどんな方法が良いのかということなんで、今年、委託料を組ませていただいて、調査をする予定、計画を今、進めております。そういったことで、どういった空調の仕方が良いのか。それは費用はどれぐらいかかるのかというのを調査

をさせていただいて、今後また方針を決めていきたいというふうに考えております。

○木澤委員長 伴議長。

○伴議長 調査して、前向きに考えていただければと。確かにおっしゃるように、単なる避難所だけでは、だけど、避難所の要素というの、この夏場の台風というの、秋のものでもない、最近。また、冬場でも異常に、何が起こるか分からんと。地震も絶対に季節の良いときに来るとは限りませんので、その分非常に良い場所なんですね。スポーツとしてもいいですけど。その良い場所というのは、やっぱり人が非常に集まりやすい場所という部分もありますので、ぜひとも前向きにというように思います。

続いて、世界文化遺産の町にふさわしい教育の町をつくるというのは、これは4年前の施策でございました。実際、この4年間で振り返って、これ決算ですので、そのあたりについての進捗をお聞かせ願います。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 世界文化遺産のある町にふさわしい教育の町をつくるというような施策として、実施する事業としては3つの事業を掲げてまいりました。まず、ひとつ目といたしましては、英語を母国語とする外国人英語講師を各小学校に配置するというのがひとつ目です。これにつきましては、英語によるコミュニケーション能力の基礎を築くとともに、中学校での英会話学習を円滑に進めることを目的に、令和2年度から小学校での英語の教科化に先行する形で、令和元年度から小学校に英語を母国語とする外国語指導助手ALTを1名ずつ配置したところでございます。

三つの事業のうち二つ目でございます。小中学校へのエアコン設置とトイレの洋式化、これによります良好な教育環境を整備するというものでございます。これにつきましては、家庭における洋式トイレの普及に伴いまして、昨年度までに、先ほども答弁がございましたように、校舎のトイレの約半数について洋式化を実施したところでございます。また、学校、幼稚園につきましては、指定避難所となっておりますことから、指定避難所として使用する際に、需要が想定される範囲のトイレの洋式化を今年度予定をしているところでございます。今後は、おおむね3年程度の計画で、各トイレの1ブースについては和式を残すことを基本といたしまして、最終的には約8割の洋式化を実現してまいりたいと考えているところでございます。また、エアコン整備につきましては、夏季や冬季における学習環境の改善を図るため、各小中学校の教室及び体育館にエアコンを設置することといたしまして、令和元年度に完了したところでございます。

最後に三つ目でございます。小中学校のICT環境の整備を進め、ICTを活用した

学習環境を推進するというものでございます。こちらにつきましては、小・中学校の授業用パソコンの更新をこれまで実施してまいりました。新学習指導要領におけるコンピューターの整備方針に基づきまして、わかりやすい授業を展開するために、令和元年度までに、これまでコンピュータ教室に設置しております授業用のパソコンをタブレット型パソコンに更新する。また、電子黒板、プロジェクター、モニターなどの増設も行ったところでございます。加えまして、昨年度から急遽進めてまいりましたGIGAスクール構想のパソコン整備でございますけれども、新しい時代の教育に必要な、子どもたち一人ひとりの個別最適化と創造性を育む教育を実現するため、令和2年度までに児童生徒1人1台のタブレット型パソコンを導入し、また、学校内の情報通信ネットワーク環境の強化を図るような整備を完了いたしまして、令和3年度からその活用に向けまして試行を積み重ねているといった状況でございます。

○木澤委員長 伴議長。

○伴議長 確かにこの4年で授業としては相当進むというか、変わったというか、その今、整理してて、聞いてて感じました。ただ、非常にある面と言うたら国のほうが大きく変わろうとした部分であったり、その時代の要請であったり、また、ほかの要素が入り、そういう部分。それに当町がきれいにそれに対してうまく合わせて、こういう形にしてきたというような感じがしました。やっぱりそこにはやはり全てお金、やっぱりなかったらできへん、したくてもでもできへん、このあたりの、せっかくこれ決算委員会です、決算額の推移と、それで予算的にどのように手当てされてきたのか。これだけの事業に対して、わかりやすく説明をしていただけますか。

○木澤委員長 松岡教委総務課長。

○松岡教委総務課長 小学校費、中学校費、幼稚園費の決算額の年度ごとの推移をお答えさせていただきますと、平成28年度4億9,500万円、平成29年度5億1,000万円、平成30年度7億8,500万円、令和元年度8億7,500万円、令和2年度7億2,300万円となっております。平成30年度以降で申し上げますと、2億から3億程度の増加というふうな状況となっておりますけれども、これには施設面におきまして、先ほどご紹介させていただいたもののほかに耐震補強工事、これには3,300万円、また小中学校の空調整備、こちら合計いたしますと6億2,900万円、GIGAスクール構想などICT環境の整備に1億7,600万円、校務支援システム1,600万円など、児童生徒、保護者の安全確保とニーズが高く、効果が高いと考えられるものにつきまして、補助金や有利な起債など積極的に財源を検討し取り組んでまいり

ました。また、ソフト面では、少人数学級編制及び支援を要する児童生徒のお子さん方への配慮といたしまして、講師の加配など、こちらにつきましては年間7千万円程度、英語指導助手の充実といたしまして、平成30年度までは中学校の配置でございましたが、年間700万円でしたが、令和元年度以降は1,400万円というような状況でございます。また、昨年度には新型コロナウイルス感染症への対策、学習保障に係る支援といたしまして1,600万円程度の支出がございました。こうしたハード、ソフト両面で時代に応じた教育活動、きめ細やかな教育の実現、安全な環境の確保、こうしたところ状況を敏感に見極めながら、迅速な事業を展開してきたところでございます。

○木澤委員長 伴議長。

○伴議長 一般会計のほうでちょっと私質問しておったんですわ。結局この4年間で、どのような推移で決算が行われてきてるかって言いますか、施策に対して。結構いい数字が出てきてたと。黒字が続いてる状況で来ると。その中で、この教育委員会の今の数字を聞かせていただいて、非常に教育のほうに配分が高く、これは国の要素もいろいろ絡んでは来てます。だけど、町の裁量としても非常に教育に力を入れて、この4年間やってこられたことがよくわかります。確かに人づくり、ほんまに国家100年の計って昔よく言われましたけど、そういう部分もありますし、これからやっぱり良い教育。教育って別に偏差値の問題ではないと思う。やっぱり本に書いてない部分の教育、そのあたりにも非常に力を入れていただいて、今後ともそういうような形で、やっぱり斑鳩は子育て、教育が良いなというような。私が子どものときでもそういうことを耳に、自分の子ども時代でもそういうことを耳にした。そういうような形でこれからもやっていただけるようお願いいたします。以上です。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 これをもって、第9款 教育費に対する質疑を終結します。

以上で、教育委員会所管に係る決算審査を終わります。

以上をもちまして、当委員会に付託されました各会計の決算の審査を終わります。

審査結果についてとりまとめのため、暫時休憩します。

(午前11時06分 休憩)

(午前11時07分 再開)

○木澤委員長 再開します。

それでは、これより、議案第32号及び認定第3号から認定第9号までの8議案につ

きまして、順に採決してまいります。

はじめに、議案第32号 令和2年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、お諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第32号 令和2年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和2年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてお諮りします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 異議なしと認めます。よって、認定第3号 令和2年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りします。

本案については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に

については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に認定第6号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 令和2年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 令和2年度斑鳩町水道事業会計決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 令和2年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定についてお諮りします。

本案については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第8号 令和2年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第9号 令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本会議から付託を受けました決算認定にかかる議案の審査はすべて終了いたしました。

なお、当委員会の審査結果報告については正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

○中西町長 決算審査特別委員会の皆さまにおかれましては、3日間にわたり慎重にご審議いただき本当にありがとうございました。

当委員会に付託しておりました、議案第32号 令和2年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてほか、各認定について、一般会計の認定、また特別会計の認定についてご認定をいただきましたこと、お礼を申しあげまして、簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○木澤委員長 皆さんには、3日間にわたり熱心に審査を賜り、どうもありがとうございました。

以上で、決算審査特別委員会を閉会します。

どうもお疲れさまでした。

(午前11時12分 閉会)